

所得税、消費税の確定申告

所得税

平成23年分の所得税の確定申告の受付は、2月16日(木)～3月15日(木)です。申告期限間近になると、窓口が混雑しますので、早めに提出してください。

また、税務署の申告会場では、電子申告を推奨しています。申告会場に行く場合は、源泉徴収票など申告に必要な書類のほか、本人確認ができる書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

問合せ 滝川税務署

URL <http://www.n1a.go.jp/>



ホームページで申告書作成

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額などを入力するだけで、確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して税務署へ提出できます。

☎ 22・2191
住民課町税グループ
☎ 76・2130

消費税、地方消費税

平成23年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は、4月2日(月)です。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

e-Taxで自宅から申告

電子申告(e-Tax)用データを作成すれば、自宅や職場からインターネットで申告や納税ができます。

※e-Taxの利用には、電子証明書の取得(要費用)とICカードリーダーが必要です。

○最高4000円の税額控除
所得税額から最高4000円の控除を受けることができます。

※過去の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。

○添付書類不要

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その内容を入力して送信することで、提出を省略することができます。

※申告期限から3年間は、税務署から書類の提出を求められることがあります。

○還付金が迅速に

e-Taxで還付申告をするると、書面申告よりも早期に処理されます。

○24時間受付

3月15日(木)までは、24時間利用できます。

忘れず保管、医療費の領収書

～国保高額療養費申請～

医療費が高額になり、自己負担額が限度額(左表)を超えたときは、申請して認められると、高額療養費として医療費の払戻しが受けられます。申請には、領収書が必要です。所得税の確定申告で領収書を税務署に提出する予定の方は、領収書の控え(コピー)を保管しておいてください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ

☎ 76・2130

空知中部広域連合

☎ 66・2152

空知中部広域連合では、

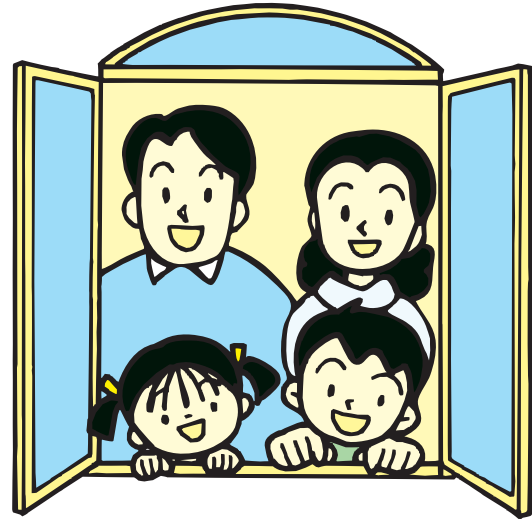
70歳未満

住民税	区分	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目から
課税	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
非課税	非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満

住民税	区分	自己負担限度額	
		外来	外来+入院
課税	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目からは44,400円
	一般	12,000円	44,400円
非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

町道民税の申告



3月15日(木)までに、住民課町税グループの窓口で申告をしてください。

対象 平成24年1月1日に本市に住所のある方

申告が必要な方

- 前年中に所得がなく、次の要件に当てはまる方
- ・所得証明書や課税証明書の交付が必要な方
- ・国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方
- ・同一世帯内に、後期高齢者医療保険の加入者がいる方

- ・児童扶養手当の認定を受ける方
- ・保育料の決定を受ける方
- ・65歳以上の方で、介護保険料において町道民税非課税世帯の減免を受ける方
- ・国民年金保険料の免除などの申請をする方
- 新たに住民税の各種控除（社会保険料控除、扶養控除、寡婦控除、障害者控除など）を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方



申告に必要なもの

- 源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの
- 控除を受けようとする場合に必要な書類
- 印鑑
- 申告が不要な方
- 所得税の確定申告をする(した)方
- 所得の種類が給与所得または公的年金所得のみの方で、適用を受けた各種控除に変更のない方
- 前年の所得が「28万円×(扶養の人数+1) + 17万円」以下の方
- ※17万円は扶養がある場合のみ加算しますので、扶養がない場合は28万円となります。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

報告 十津川村災害義援金受付終了

受付期間		義援金の額	十津川村への送金日
第1次	9月13日 ～10月15日	1586万7360円	10月17日
第2次	10月16日 ～12月31日	347万7209円	1月6日
合計		1934万4569円	

9月13日から受付を開始した十津川村災害義援金は、12月31日で受付を終了しました。

町内外の皆さんから寄せられた義援金は、第1次分と第2次分を合わせて1934万4569円になりました。

たぐさんの善意をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

問合せ 十津川村緊急支援本部義援金担当（住民課） ☎76・2130



義援金を寄付した方へ
十津川村災害義援金は、所得税と町道民税の寄付金控除の対象になりますので、控除を受けられる場合があります。

○所得税が課税されている方

2月16日(木)～3月15日(木)に確定申告をする必要があります。申告に必要な書類のほかに、寄付金預り証を用意してください。

○所得税が課税されていない方

3月15日(木)までに町道民税の申告が必要です。申告に必要な書類のほかに、寄付金預り証を用意してください。

問合せ 住民課町税グループ ☎76・2130